

経済要録

国 内

◆金融制度調査会の「日本銀行法の改正に関する答申」について

金融制度調査会は、2月6日、「日本銀行法の改正に関する答申」を取りまとめ、大蔵大臣あてに提出した。その主な内容は以下のとおり。

日本銀行法は、我が国の金融システムの中核をなす中央銀行のあり方を規定する重要な法律であるが、昭和17年に制定された現行の日本銀行法は、時代にそぐわない規定も多く、経済・金融の市場化・国際化が進展した今日においては、その抜本的な見直しが必要である。金融制度調査会においては、昭和32年から昭和35年にかけて、中央銀行制度に関する広範な議論を行い、「日本銀行制度に関する答申」を取りまとめているが、その後、同答申に基づいた法改正は実現せず、今日に至っている。

いわゆるバブルの発生と崩壊、その後の金融機関の不良債権問題は、金融政策に関する国民の関心を高めることとなったが、日本銀行が、国民や金融市场の信認を得るために、中央銀行の独立性と政策運営の透明性の確保という観点から、政策決定の枠組み全般について改革を行うことが不可欠である。

また、現在、グローバル化した世界の金融・資本市場を見据えつつ、21世紀に向か、我が国の市場を自由かつ透明で信頼できる市場とすることを目指した改革が進められている。中央銀行制度についても、こうした情勢の変化を踏ま

えつつ、21世紀の我が国の金融システムの中核に相応しいあり方を検討する必要がある。

中央銀行制度のあり方については、昨年、総理の私的研究会として、「中央銀行研究会」が開催され、「開かれた独立性」を軸とする報告書がとりまとめられている。金融制度調査会は、上記の問題意識に立って、中央銀行研究会報告書の示した基本の方針を踏まえ、日本銀行法改正小委員会を設置し、検討を行った。

日本銀行法改正小委員会は、11月26日の第1回会合以来、集中的な審議を積み重ねた結果、「日本銀行法の改正に関する報告」と題する報告書を本調査会に報告した。本調査会は、同報告が日本銀行制度の改革のための具体的提案であることを考慮し、同報告骨子を、金融制度調査会答申としてここに提出する。本答申においては、中央銀行研究会報告書で基本の方針が示された事項に加え、日本銀行と政府の関係等に係る具体的論点につき、独立性強化の理念に立って、制度的観点からの検討を行い、具体的な成案を示したところである。

今後、政府においては、本答申に基づき、必要な法的検討を行い、早急に、日本銀行法の改正の具体案を得ることを強く期待する。また、日本銀行の改革は、日本銀行法の改正のみで達成されるものではなく、日本銀行の運営に携わる人々が、独立性の強化に伴い、国民に対し重大な責任を負うことを自覚し、日本銀行の運営を適切に遂行していくことが必要である。日本

銀行におかれても、21世紀の我が国の金融システムの中核に相応しい中央銀行を目指し、自己改革を進めていくことを強く望みたい。

「日本銀行法の改正に関する答申」

第一 総論

1 目的

(1) 日本銀行は、我が国の中銀として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うものとする。通貨及び金融の調節は、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することを旨として行う。

(2) 日本銀行は、上記(1)のほか、金融機関間の資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資するものとする。

2 通貨及び金融の調節の自主性の尊重及び透明性の確保

(1) 日本銀行の通貨及び金融の調節に関する自主性は尊重されるものとする。

(2) 日本銀行は、通貨及び金融の調節に関する意思決定の内容及び過程を国民に明らかにするよう努めるものとする。

3 政府との関係

日本銀行は、その行う通貨及び金融の調節と政府の経済政策との整合性が確保されるよう、常に政府と連絡を密にし、十分な意思疎通を図るものとする。

4 業務の公共性及び自主性

(1) 日本銀行は、その業務及び財産の公共性にかんがみ、適正かつ効率的な業務運営に努めるものとする。

(2) この法律の運用に当たっては、日本銀行の業務運営についての自主性は十分配慮されるものとする。

5 法人格、資本金

(1) 日本銀行は法人とする。

(2) 資本金の額及び構成は現状どおりとする。

6 本店及び支店等

(1) 日本銀行は、本店を東京都に置く。

(2) 日本銀行は、大蔵大臣の認可を受けて、支店、事務所又は代理店を設置することができる。

(3) 大蔵大臣は、上記(2)の認可をしなかつたときは、速やかにその旨及び理由を公表するものとする。(以下に掲げる大蔵大臣の認可及び承認に係る事項について、原則、これを準用する。)

7 定款

日本銀行の定款の変更は、大蔵大臣の認可を受けるものとする。

第二 政策委員会

1 設置

日本銀行に、その内部の機関として、政策委員会を置く。

※ いわゆる役員集会を廃止する。

2 権限

(1) 次の事項は、政策委員会の議決によるものとする。

(① 通貨及び金融の調節に関する事項（法定歩合の変更、金融市場調節方針、準備率操作、金融情勢の基本判断等）

- ② その他の業務の運営に関する事項（信
用秩序維持に資する業務、考査等）
 - ③ 業務の執行の基本方針に関する事項
- (2) 政策委員会は、日本銀行の役員の職務の執行を監督する。

3 組織・構成

- (1) 政策委員会は、次の委員9名で構成する。

総裁	1名
副総裁	2名
審議委員	6名

※ 政府代表委員を廃止する。
- (2) 政策委員会の議長は委員の互選による。
- (3) 総裁及び副総裁は、政策委員会において独立して委員の職務を行う。

4 運営方法

- (1) 政策委員会の会議の定足数は、総委員の3分の2以上とする。
- (2) 議事は出席した委員の過半数をもって決する。
- (3) 通貨及び金融の調節に関する事項を議事とする政策委員会の会議を定期的に開催するものとする。ただし、一定の場合に臨時に同会議を開催することを妨げない。

5 政府からの出席等

- (1) 大蔵大臣若しくはその指名するその職員又は経済企画庁長官若しくはその指名するその職員は、必要に応じ、上記4(3)の会議に出席し、意見を述べることができる。
- (2) 政府からの出席者は、通貨及び金融の調節に係る事項に関する議案を提出することができる。

また、政府からの出席者は、次回の同会議まで委員会の議決を延期することを求めることができる。この場合には委員会は、その求めについての採否を決定するものとする。

6 議事録等の公開

- (1) 政策委員会の議長は、上記4(3)の会議の終了後、速やかに、政策委員会の承認を得て、その会議の議事の概要を公開するものとする。
- (2) 政策委員会の議長は、上記4(3)の会議の議事録を、その開催日から相当期間（政策委員会が決定）経過後、公開するものとする。

第三 役員及び職員

1 役員構成

日本銀行の役員は、以下のとおりとする。

総裁	1人
副総裁	2人
審議委員	6人
理事	6人以内
監事	3人以内
参与	若干人

2 役員の職務及び権限

- (1) 総裁は、日本銀行を代表し、政策委員会の定めるところに従い、日本銀行の業務を総理する。
- (2) 副総裁は、日本銀行を代表し、総裁を補佐して日本銀行の業務を掌理し、総裁に事故がある場合等においてその職務の代理等を行う。

- (3) 理事は、総裁及び副総裁を補佐して日本銀行の業務を掌理する。
- (4) 監事は、日本銀行の業務を監査し、監査の結果に基づき必要があると認めるときは、大蔵大臣又は政策委員会に意見を提出することができる。
- (5) 参与は、日本銀行の業務に関する重要事項について、政策委員会の諮問に応じ、又は必要と認めるときは、政策委員会に意見を述べることができる。

3 役員の任命

- (1) 総裁及び副総裁は、両議院の同意を得て、内閣が任命する。
- (2) 審議委員は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから、両議院の同意を得て、内閣が任命する。
- (3) 監事は、内閣が任命する。
- (4) 理事及び参与は、政策委員会の推薦に基づいて、大蔵大臣が任命する。

4 役員の任期

役員の任期は、以下のとおりとし、再任することができる。

総裁、副総裁及び審議委員	5年
理事及び監事	4年
参与	2年

5 役員の身分保障

日本銀行の役員は、次のいずれかの場合のほか、在任中、その意に反して解任されることがない。

- ① 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

② この法律に規定する罰則の適用を受けたとき。

③ 禁錮以上の刑に処せられたとき。

④ 心身の故障のため職務を執行することができないと政策委員会において認めたとき。

※ 政府と意見が異なることを理由とする解任は認めない。(理事については、政策委員会の求めによる解任もあり得る。)

6 役員の行為制限

日本銀行の役員は、在任中、次の行為をしてはならない。

- ① 国会又は地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となること。
- ② 政党等の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。
- ③ 報酬のある他の職務に従事すること。
(政策委員会において職務の適切な執行に支障がないものとして認めた場合を除く。)
- ④ 営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

7 役職員の秘密保持義務等

(1) 日本銀行の役職員は、その職務上知ることができた秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

(2) 日本銀行の役職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

8 給与等の支給の基準

日本銀行は、その役職員の報酬、給与等の支給の基準を社会一般の情勢に適合したもの

となるよう定め、大蔵大臣に届け出るとともに、公表するものとする。

9 服務の準則

日本銀行は、役職員の職務に専念する義務、私企業からの隔離その他の服務に関する準則を定め、大蔵大臣に届け出るとともに、公表するものとする。

第四 業務

1 普通業務

日本銀行は、上記「第一・1」の目的を達成するため、以下の業務を行うことができる。

- ① 商業手形その他の手形の割引
- ② 手形、国債その他の有価証券を担保とする貸付け
- ③ 商業手形その他の手形又は国債その他の債券の売買
- ④ 売出しのための手形の振出し
- ⑤ 預り金
- ⑥ 内国為替取引
- ⑦ 保護預り、地金銀の売買
- ⑧ その他これらの業務に付随する業務等

2 国と関係する業務

- (1) 日本銀行は、国との間で次の業務を行うことができる。
 - ① 財政法第5条ただし書で認められた貸付け（無担保）又は国債の応募若しくは引受けを行うこと。
 - ② 一時貸付（無担保）又は大蔵省証券その他の融通証券の応募若しくは引受けを行うこと。
- (2) 日本銀行は、国庫金の取扱いのための業

務を行うものとする。

- (3) 日本銀行は、通貨及び金融に関する國の事務の取扱いのための業務を行うものとする。

3 信用秩序維持に資する業務

- (1) 日本銀行は、一定の金融機関において電子情報処理組織の故障その他の予見しがたい事由により支払上資金が一時的に不足しているときは、一定の期間を限度として、その金融機関に対して、特別の条件により資金の貸付けを行うことができる。
- (2) 日本銀行は、大蔵大臣から信用秩序維持のため特に必要があるとして要請があったときは、当該要請の範囲において、特別の条件による資金の貸付けその他信用秩序維持のため必要な業務を行うことができる。

4 資金決済の円滑に資する業務

日本銀行は、上記1及び2の業務と一体的に行うことによって金融機関間の資金決済の円滑に資すると認められる業務（大蔵大臣認可）を行うことができる。

5 國際金融業務

- (1) 日本銀行は、外国為替の売買を行うことができる。この場合において、日本銀行は、本邦通貨の外国為替相場の安定を目的とする外国為替の売買については、政府による売買の事務の取扱いをする者として、また、国際金融面での外国中央銀行等との協力のために必要な外国為替の売買については、大蔵大臣の要請又は承認により、行うものとする。

- (2) 日本銀行は、外国中央銀行等のために預り金その他本邦通貨建てでの資産の適切な運用に資すると認められる業務を行うことができる。
- (3) 日本銀行は、外国中央銀行等に対する信用の供与その他の国際金融面での外国中央銀行等との協力のために必要な取引を、大蔵大臣の要請又は承認により、行うことができる。

6 他業

日本銀行は、日本銀行の目的達成上必要がある場合には、この法律又は他の法令により規定する業務以外の業務を大蔵大臣の認可を受けて行うことができる。

7 考査

- (1) 日本銀行は、信用秩序の維持に資するための業務の適切な実施及び適切な実施に備えるためのものとして、これらの業務の相手方となる金融機関との間で、一定の要件を備えた考査に関する契約を締結することができる。
- (2) 日本銀行は、考査を行う場合には、金融機関の事務負担に配慮しなければならない。
- (3) 日本銀行は、大蔵大臣から要請があったときは、考査の結果等を大蔵大臣に対し提出し、閲覧させることができる。

第五 日本銀行券

日本銀行は、銀行券を発行する。日本銀行が発行する銀行券（日本銀行券）は、法貨として無制限に通用する。

その他日本銀行券に関する事項について、所要の措置を講ずる。

※ 日本銀行券の発行限度及び発行保証を廃止する。

第六 会計

1 事業年度

日本銀行の事業年度は1年（4月1日～翌年3月31日）とする。

2 経費の予算

- (1) 日本銀行は、毎事業年度、経費（通貨及び金融の調節に支障の生じないものに限る。）に関する予算を作成し、事業年度開始前に、大蔵大臣に提出して、その認可を受けるものとする。
- (2) 大蔵大臣は、上記（1）の認可をすることが適当でないと認めるときは、その旨及びその理由を速やかに日本銀行に通知するとともに、これを公表するものとする。
- (3) 日本銀行は、上記（2）の通知があったときは、大蔵大臣に対して意見を述べ、又はこれを公表することができる。

3 財務諸表等

日本銀行は、財務諸表（貸借対照表、損益計算書）を作成し、監事の意見を添付して大蔵大臣に提出し、その承認を受ける等の措置を講ずる。

4 剰余金の処分

- (1) 日本銀行は、各事業年度の剰余金に関して、損失の補てん等のための準備金として、その剰余金額の5%相当額を積み立てるものとし、特に必要があると認めるときは、大蔵大臣の認可を受けて、これを超える金額を積み立てることができる。また、払込

出資金額に対し年5%の範囲内で剩余金の配当をすることができる。

(2) 日本銀行は、各事業年度の剩余金額から上記(1)の金額を控除した残額を国庫に納付するものとする。

第七 国会への報告等

1 業務の報告等

日本銀行は、概ね6月に1回、通貨及び金融の調節に関する政策委員会の議決した内容及びそれに基づく業務の状況を記載した報告書を作成し、大蔵大臣を経由して国会に提出する等の措置を講ずる。

2 業務概況の公告

日本銀行は、毎事業年度終了後、その業務の概況を、財務諸表等とともに公告するものとする。

第八 違法行為等の是正等

1 違法行為等の是正

(1) 大蔵大臣は、日本銀行又はその役職員の行為が法令・定款に違反し又はそのおそれがある場合において、日本銀行に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

(2) 日本銀行は、上記(1)の求めがあったときは、速やかに当該行為のは正その他の政策委員会が必要と認める措置を講じるものとする。

※ 広範な業務命令権及び日本銀行監理官制度を廃止する。

2 大蔵大臣の求めによる監査等

(1) 大蔵大臣は、日本銀行又はその役職員の行為が法令・定款に違反し又はそのおそれがある場合において、日本銀行の監事に対して、当該行為の他の必要な事項について監査し、及びその結果を報告すべきことを求めることができる。

(2) 日本銀行の監事は、上記(1)の求めがあつたときは、速やかにその事項について監査し、その結果を大蔵大臣及び政策委員会に報告するものとする。

※ 大蔵大臣の立入検査権を廃止する。

(3) 大蔵大臣は、日本銀行の業務の執行の状況に照らし必要があると認めるときは、日本銀行に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

第九 その他

1 罰則

この法律の諸条項の実効を期するため、所要の罰則を規定するものとする。

2 施行日

平成10年4月1日とする。

3 準備預金制度に関する改正

準備預金制度について、準備率の設定等に関する大蔵大臣の認可を廃止する等の措置を講じる。

4 規定の整備

上記のほか、所要の規定の整備を行う。

◆現行金利一覧 (9年3月17日現在) (単位 年%)

	金 利	実施時期() 内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	0.5	7.9. 8 (1.00)
・その他のものを担保とする貸付利子歩合	0.75	7.9. 8 (1.25)
短期プライムレート	1.625	7. 9.14 (2.0)
長期プライムレート	2.5	8.12.11 (2.7)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本開発銀行	2.90	9. 1.24 (3.00)
・中小企業金融公庫、国民金融公庫	2.90	9. 1.24 (3.00)
・住宅金融公庫	3.10	8.10. 9 (3.25)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	2.80	9. 1.24 (2.90)
(期間5年~7年)	2.85	9. 1.24 (2.95)
(期間7年以上)	2.90	9. 1.24 (3.00)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート（実施時期は同採用レートが最多となった時点）。

◆公社債発行条件

(9年3月17日現在)

		発 行 条 件	改定前発行条件
国 債 (10年)		〈3月債〉 応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈2月債〉 2.495 2.6 100.84
割引国債(5年)		〈1月債〉 応募者利回り(%) 同税引後(%) 発行価格(円)	〈11月債〉 2.016 1.635 90.50
政府短期証券(60日)		〈7年9月13日発行分～〉 〈7年7月31日発行分～〉 応募者利回り(%) 割引率(%) 発行価格(円)	0.625 0.625 99.8973
政府保証債(10年)		〈3月債〉 応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈2月債〉 2.663 2.6 99.50
公募地方債(10年)		〈3月債〉 応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈2月債〉 2.676 2.6 99.40
利付金融債(3年物)		〈3月債〉 応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈2月債〉 1.000 1.0 100.00
利付金融債(5年物)		〈3月債〉 応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈2月債〉 1.600 1.6 100.00
割引金融債		〈3月後半債〉 応募者利回り(%) 同税引後(%) 割引率(%) 発行価格(円)	〈3月前半債〉 0.452 0.371 0.44 99.55

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆米国連邦準備制度理事会(FRB)、 経済見通しおよび金融政策運営等に関する議会証言

グリーンスパンFRB議長は、先般、「1978年完全雇用および均衡成長法（いわゆるハンフリー・ホーキンス法）」に基づき、経済見通しおよび金融政策運営等に関する報告書（半期ごと）を議会に提出し、上院および下院の銀行委員会（各2月26日、3月5日）において証言を行った。概要は以下のとおり。

1. 景気・物価動向（図表1）

米国経済は、過去1年間、良好に推移した。すなわち、バランスのとれた経済成長が低インフレおよび良好な金融環境をもたらし、これが設備投資の堅調持続、ひいては健全な成長をもたらす好循環につながった。

1997年についても、現状において特に大きなインバランスがみられないことから、成長の拡

大持続が見込まれる。ただし、その拡大テンポは、①財政支出の緩やかな減少、②ドル高に伴うネット輸出の減少、③住宅投資の緩やかな減速から、鈍化するとみられる。こうした中、家計の消費行動については、現状ほぼ所得見合いの落ち着いた支出行動をとっているが、先行き不確実な側面があり、上下にリスクを内包している。すなわち、消費者コンフィデンスの高まりや株価上昇を背景とする資産価値の高まりが消費支出を増大させる可能性がある一方、家計の債務残高の積み上がりや金融機関の貸出態度厳格化が制約となって、消費を下振れさせることも考えられる。

物価面では、1996年中エネルギー・食料品価格を除き、資源（資本ストック、労働力）の高い稼働にもかかわらず、驚くべき安定を示した。先行きについても、全体として落ち着いたものになると想定されるが、1996年とは逆にエネルギー・食料品価格を除いたコア・ベースでのインフレ圧力が高まる可能性があり、リスク

(図表1)

主要経済見通しの推移

(前年第4四半期対比、失業率は第4四半期平均、単位 %)

	1995年		96年		97年	
	(実績)		96年2月 → 96年7月	→ (実績)	96年7月 → 97年2月	
実質GDP	1.3		2.0 ~ 2.25	2.5 ~ 2.75	3.1	1.75 ~ 2.25
CPI総合	2.7		2.75 ~ 3.0	3.0 ~ 3.25	3.2	2.75 ~ 3.0
失業率	5.6		5.5 ~ 5.75	約5.5	5.3	5.5 ~ 5.75
						5.25 ~ 5.5

(注) 1. 実質GDPは連鎖ウエイト方式（1992年ベンチマーク）。

2. CPI総合は都市部全人口ベース、失業率は軍人を除くベース。

はアップサイドにある。この背景には、①賃金上昇圧力の高まりや既往の医療費抑制効果の一巡などを背景に、企業の労働コスト上昇圧力が高まるとみられるほか、②ドル高を背景とする輸入面からの物価抑制効果も先行き徐々に剥落する可能性があるとみられることが挙げられる。

2. 金融政策運営

FOMC（連邦公開市場委員会）は、潜在的なインフレ圧力を注視しており、1996年7月以来、政策金利を据え置く中、政策変更余地については引き締めバイアスを維持することでインフレ警戒感を示すと同時に先行きの需要動向を予測しつつ拙速な政策対応を回避してきた。

現状インフレは落ち着いているが、金融政策の効果が浸透するまでにはタイムラグを伴うため、実際にインフレ上昇の兆候が顕現化する前に予防的に引き締めを行う可能性は排除できない。

この間、1997年のマネーサプライの見通し（図表2）については、いずれも前回証言時（1996年7月）の目標レンジで据え置いた。

3. 金融市場の動向

金融市場では、相対的に落ちていた経済環境

が長期にわたる中で、将来に対し楽観的になっているように窺われる。中でも、過去2年急激に上昇した株価にはこうした懸念が当てはまるようと思われる。確かにこれまでの株価上昇は、現行の金利水準のもとでの非常に強い収益上昇期待により正当化されるが、高水準の企業収益の持続には、労働コストの抑制と生産性の一段の上昇を必要とする。もちろん、こうした可能性は排除できないが、相対的に低い長期金利の中にあっては、僅かな収益見通しの変化が株価に大きな影響を与える可能性がある。

◆ BISおよびIOSCO、『証券決済システムのディスクロージャーの枠組み』に関する報告書を公表

BIS（国際決済銀行）の支払・決済委員会（G10諸国の中央銀行決済システム政策担当者の集まり）と証券監督者の国際的組織であるIOSCO（国際証券監督者機構）のテクニカル・グループによる共同作業部会は、『証券決済システムのディスクロージャーの枠組み』と題する報告書を取りまとめ、3月10日に公表した（同作業部会には新興市場国も含め各国から中央

(図表2)

マネーサプライのレンジの推移

(前年第4四半期対比、単位 %)

	1995年 (実績)	96年		(実績)	97年	
		96年2月 →	96年7月 →		96年7月 →	97年2月
M2	4.0	1.0～5.0	1.0～5.0	4.6	1.0～5.0	1.0～5.0
M3	5.9	2.0～6.0	2.0～6.0	6.9	2.0～6.0	2.0～6.0
国内非金融部門 負債残高 (ミニタリング・レンジ)	5.6	3.0～7.0	3.0～7.0	5.3	3.0～7.0	3.0～7.0

銀行、証券監督当局のほか、証券決済システム運営主体のメンバーも参加。わが国からは大蔵省および日本銀行から委員が参加した)。

今般公表された報告書は、「証券決済システムに係るリスクに関する広範な項目について、システム運営主体が自発的なディスクロージャーを進めることで証券決済システムの透明性を高め、それによって証券決済システムの自発的なリスク削減策の充実を促していくこと」を目的としている。

この報告書は、証券決済システムがどのように機能するのかについて、主要なポイントを網羅した質問集の形をとっている。質問項目は、①システムのサービス範囲、②規則、③参加形態、④他組織との関係（他の証券決済システムとのリンクを含む）、⑤証券振替や関連する資金決済の方法、⑥破綻対応手続、⑦決済システムによる与信機能、⑧リスク管理策、⑨事務処理上のリスク、などの幅広い論点に及んでいる。

本報告書は主要国の中央銀行、金融監督当局にも送付されており、当局が、「システム運営主体に対し質問書への回答を作成し、これを市場参加者にディスクローズするよう要請すること」を促している。

BIS・IOSCOの公表文および報告書(いずれも英文)は、BISとIOSCOのホームページ(<http://www.bis.org>および<http://www.iosco.org>)に掲載されているほか、BISおよびIOSCOからコピー入手することも可能である。また、公表文および報告書各々の日本銀行による仮訳を日本銀行のインターネットホームページ(<http://www.boj.go.jp>)に掲載しているのでご参照いただきたい。

◆フランス銀行、レポ取引にかかる準備預金の撤廃を決定

フランス銀行は、2月13日の金融政策理事会において、準備預金対象金融機関を除く居住者との債券レポ取引のうち、期間1年以内のレポ取引に課せられていた準備預金（準備率、10日未満1.0%、10日以上0.5%）を撤廃する旨決定した（実施日、2月16日）。

今回の決定について、フランス銀行は以下のとおりコミュニケを公表した。

(1) 今回、レポ取引にかかる準備預金を撤廃することにした背景は次のとおり。

- ① パリ市場におけるレポ取引が発展、成熟するもとで、すべての経済主体が平等な立場で同取引を行えるようにすること。
- ② 今後、欧州中央銀行制度のもとで最も重要な市場調節手段の1つとしてレポ取引の利用が予想され、レポ市場をさらに発展させる必要があったこと。

(2) なお、今回の準備預金制度の変更はレポ取引についてのみ適用されるものであり、同制度が金融政策の運営に当たって重要な役割を有していることには何ら変化がない。

◆フランスの民間決済システムSNPが稼働を開始

フランスの銀行間決済システムであるSNP(Système Net Protégé、民間のマルチラテ

ラル・ネット決済システム)は、2月17日、稼働を開始した。

◆オランダ銀行、政策金利を引き上げ

オランダ銀行は、以下のとおり政策金利を引き上げた(()内は実施日)。

(3月11日)

債券担保貸付金利 2.00%→ 2.50%

◆韓国財政経済院、「外資導入法」施行令を改正

韓国財政経済院は、2月1日、「外資導入法」施行令を改正した。主な内容は以下のとおり。

- ① 外国資本による韓国企業の吸收・合併手続き。
韓国側企業の役員会の決議を条件に、今後外国資本による韓国企業の吸收・合併が可能となるが、今回の改正で本件に関する手続きを整備。
- ② 在韓外資系企業の在外関連企業からの長期借入れ。
従来、財政経済院長官の許可事項であった海外からの長期借入れにつき、その一部を「申告制」に変更。
- ③ 外資系企業の国有工業団地入居に際しての優遇措置拡大。
100百万ドル以上の投資(ハイテク技術移転を伴う場合は20百万ドル以上の投資)を実施する外資系企業が国有工業団地に入居する場合には、土地使用料または建物賃貸料を減免。

◆韓国銀行、預金準備率引き下げを実施

韓国銀行は、2月6日、預金準備率の平均2.1%ポイント引き下げを決定し(預金準備率平均:5.45%→3.32%)、2月23日より実施した。

◆台湾、先物取引法可決

台湾立法院は、3月4日、先物取引法を可決した。これにより台湾初の先物取引所が本年10月に開設されることとなった。

◆香港特別行政区の閣僚級幹部発表

香港返還後の初代行政長官に就任予定の董建華氏は、2月20日、本年7月に発足する香港特別行政区の閣僚級幹部23人を発表した。これによれば、現在の香港政府幹部はほぼ全員が留任する予定となっている。

◆タイ、金融機関健全化策を発表

タイ大蔵省・中央銀行は、3月3日、連名にて金融機関に関する健全化策を導入し、株式市場における信認回復に努める旨の声明文を発表した。主な内容は以下のとおり。

- ① 金融機関は、損失発生の惧れのある債権に対して所要の貸倒引当金を満額引き当てることが求められる。
- ② タイ中央銀行は、大蔵省の許可を得て、流動性が不十分である金融機関に対して、即座に自己資本を拡充することを命令する。

仮に自助努力によっても自己資本を拡充できない金融機関に対しては、金融機関再建基金が増資引き受けに乗り出す。

◆タイ政府、「不動産融資管理機構」設立を閣議決定

タイ政府は、3月11日、「不動産融資管理機構」の設立を閣議決定した。主な内容は以下のとおり。

- ① 不動産融資管理機構は地場金融機関の保有する不動産向け債権の買い上げ、管理に従事する。
- ② 所要資金手当ては総額1,000億バーツ、期間7年、割引率9%の政府保証ゼロ・クーポン債の発行によるものとする。

◆タイ政府、1997年度予算削減を閣議決定

タイ政府は、3月11日、1997年度（1996年10月～97年9月）予算を歳出・歳入とも1,065億バーツ（当初予算比10.9%）削減することを閣議決定した。

◆マレーシア、店頭市場を創設

マレーシア証券委員会は、2月18日、本年10月～12月に店頭市場を創設すると発表した。

◆李鵬首相、全国人民代表大会で1997年の経済目標について発表

李鵬首相は、3月1日、第8期全国人民代表大会第5回会議で演説を行い、1996年の経済情勢等に関する回顧と1997年の経済目標等について発表した。主な内容は以下のとおり。

- ① 1996年は実質GDP成長率が前年比+9.7%と高成長を持続する中で、小売物価上昇率が同+6.1%にとどまるなど、良好な経済パフォーマンスを示現。
- ② 1997年成長率目標を前年比+8%とするほか、小売物価上昇率については1996年実績をやや下回る水準に目標を設定。
- ③ 投資率（=全社会固定資産投資/GDP）を32%（1996年目標と同じ）とし、農業、インフラ、中西部における投資に重点を置く。
- ④ 農業を引き続き強化。
- ⑤ 適度に引き締めの金融政策を実施。
- ⑥ 大型国有企業への梃子入れ、倒産制度の整備等国有企業改革を引き続き推進するほか、社会保障制度を整備。